

A班	・ 条例に盛り込めないものは、規則を作るのか	こども政策課	・ 条例に盛り込めないものは、必要に応じ規則に委任をします 条例に具体的に記述することが適当でないと考えられる、具体的な運営に関することや手続きに関すること、様式に関するものなど規則で定めることは多いです
	・ 規則を作るなら、条例と同時並行か？後で作るのか	こども政策課	・ 規則に関しましては、条例と同時に制定を予定しています。当初は規則への委任は無いものと考えておりましたが、権利擁護委員を設置するに当たり、施行規則を定めることとしました。
	・ こどもの要望を満たし⇒踏まえ、連携、繋げ、向き合う、傾聴に変更してほしい。 ※こどもの要望を全て満たすことは不可能であり、満たすには大人の責任がついてくる⇒全てを満たせない	こども政策課	・ 条例第14条こどもの居場所に関して、「こどもの多様な要望を満たし」を「こどもの多様な要望を踏まえ」に文言を修正したいと考えます。
	・ みよし市こども基本条例案にすべて盛り込まれているか？他の自治体にあって、みよし市にないもの、あえて入れていない項目があるのかわからない。 ⇒先進自治体との比較表を作成して提示してほしい。	こども政策課	・ 比較資料を作成します。（資料1-2）